債権者集会招集

平成２４年（フ）第３号
長野県上伊那郡飯島町飯島1114番地
破産者　合資会社小林肥料店
１　期日　平成25年10月16日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月６日　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３５０６号
大阪市港区南市岡２丁目14番６号
破産者　志幸船舶用品株式会社
１　期日　平成25年10月11日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１５号
大阪府高槻市北昭和台町23番７号、開始決定時の住所大阪市港区南市岡２丁目14番１号
破産者　志幸　　裕
１　期日　平成25年10月11日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７号
長野県上伊那郡飯島町飯島1114番地４
破産者　小林　源市
１　期日　平成25年10月16日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
平成25年９月６日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３００号
福岡市南区三宅３丁目25番１号
破産者　大日ペイント株式会社
異議申述期間　平成25年11月５日まで
平成25年９月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８１号
福岡県福岡市中央区高砂１丁目５番15号
破産者　株式会社新栄商会
異議申述期間　平成25年11月11日まで
平成25年９月９日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０６９号
東京都台東区台東１丁目５番１号
清算株式会社　デジブックジャパン株式会社
代表清算人　大塚　和成
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１００２号
福岡県糟屋郡新宮町大字的野香ノ木740番地の４
清算株式会社　九州大倉住研株式会社
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０３０号
東京都中央区京橋１丁目10番３号服部ビル８階
清算株式会社　佐藤建材株式会社
代表清算人　加藤　興平
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の支払いの免除
⑴　清算株式会社佐藤建材株式会社(以下「会社」という。)は、協定債権者に対し、第２項に定める弁済を行い、当該弁済と同時に、協定債権者より特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という。)以降に発生する利息及び遅延損害金の全額の免除を受ける。
⑵　会社は、全資産の換価により得た残存する金員（別紙の通り1958万0338円）から、公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権等」という。)に対する弁済原資（別紙の通り１万2068円）を控除した後の金員（別紙の通り1956万8270円）を弁済原資（以下「弁済原資」という。)として、第２項に定める弁済を行い、当該弁済と同時に、協定債権者は協定債権から既弁済額を控除した残債権の支払いを免除する。
２　弁済
⑴　会社は、協定債権者に対し、協定認可決定の確定日から１ヶ月以内の日に、別紙の弁済原資を各協定債権者の各協定債権の金額に基づく按分計算によって算定した額（別紙１の配当額欄記載の額)を弁済する。但し、１円未満の端数は切り捨てるものとする。
⑵　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が債権者集会までに届出債権額を放棄したときは、会社は、協定債権者に対し、協定認可決定の確定日から１ヶ月以内の日に、別紙の弁済原資を各協定債権者の各協定債権の金額に基づく按分計算によって算定した額（別紙２の配当額欄記載の額）を弁済する。但し、１円未満の端数は切り捨てるものとする。
３　弁済の場所・方法
本協定に基づく弁済は、清算人事務所（東京都中央区銀座一丁目18番６号井門銀座一丁目ビル３階32号室加藤総合法律事務所）において行う。但し、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、協定債権者の費用負担で振込送金する。
４　追加弁済
第３項による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等に対する弁済原資を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項⑵により、弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第１項⑵による免除の効力は失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第９号
鳥取県西伯郡大山町赤松2459番地130
清算株式会社　株式会社ＤＪＣ管財
代表清算人　北垣　和宏
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　（弁済）
清算株式会社株式会社ＤＪＣ管財(以下「清算株式会社」という。)は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙「協定債権者一覧」記載の協定債権者に対し、協定確定日に清算株式会社が有している現預金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧」記載の配当率に応じて弁済する。
２　（協定債権の免除）
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　（追加弁済）
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙「協定債権者一覧」記載の配当率に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（ヒ）第１号
愛媛県松山市西垣生町1885番地
清算株式会社　株式会社ＴＳＫ
代表清算人　鶴居　秀夫
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の弁済にあたっては、別紙協定債権一覧表の弁済基準債権額に基づく按分弁済によるものとし、同弁済基準債権額に記載されていない債権（利息債権・遅延損害金請求権を含む）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。